

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための

第三十二条の三 国庫は、平成二十三年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、同年度について、附則第三十二条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を負担する。この場合において、政府は、予算で定めるところにより、当該額及び同年度において当該額が年金特別会計厚生年金勘定に繰り入れられたとした場合に生じるものと見込まれる運用収入に相当する額の合算額に達するまでの金額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度

が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年以前年度の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の第二項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（廃止前の国民年金特別会計及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置）

第五十六条（略）

2・3（略）

4 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用につ

措置)

第三十二条の四 特定年度の前年度

が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年以前年度の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の第二項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について第三十二条の前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（廃止前の国民年金特別会計及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置）

第五十六条（略）

2・3（略）

4 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における特別会計に関する法律の規定の適用について

措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度

が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年以前年度の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の第二項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（廃止前の国民年金特別会計及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置）

第五十六条（略）

2・3（略）

4 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用につ

措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度

が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年以前年度の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の第二項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（廃止前の国民年金特別会計及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置）

第五十六条（略）

2・3（略）

4 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における特別会計に関する法律の規定の適用について